

保健医療対策協議会一般傍聴実施要領

- 1 この要領は、保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）の一般傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議内容等の都合により保健医療対策協議会委員長（以下「委員長」という。）の判断でこれを非公開とすることができます。
- 3 協議会の傍聴者は、原則として市内に在住もしくは通勤、通学する者とする。
- 4 協議会の傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。ただし、定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。
- 5 協議会の開催に係る市民等への周知については、原則として「広報よこすか」により行う。
- 6 傍聴の範囲は、公開された協議会の議事すべてとする。
- 7 傍聴者は、傍聴章（第1号様式）の交付を受け、これを當時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には返還しなければならない。
- 8 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、委員長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。
 - (1) 協議会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
 - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - (5) 物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。
 - (6) むやみに席を離れないこと。

- (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りではない。
- (8) 写真・ビデオ等の撮影、録音をしないこと。
- (9) その他、協議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

9 協議会の一般傍聴の実施に係る事務は、民生局健康部健康総務課が行う。

(第1号様式)

No.
保健医療対策協議会
傍聴章
(お帰りの際は、お返しください)

1 この要領は、平成13年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。